

中津ゆうび 有限会社
代表取締役 高 司 洋 志 様

宇佐市長 是 永 修 治



許 可 証

令和 7 年 2 月 1 2 日 付 け で 申 請 の あ っ た 一 般 廃 棄 物 収 集 運 搬 業 に つ い て は、 宇 佐 市 廃 棄 物 の 適 正 処 理 及 び 再 利 用 等 に 関 す る 条 例 第 3 4 条 第 1 項 の 規 定 に よ り、 下 記 の と お り 許 可 し ま す。

記

事業所の所在地 及 び 名 称	大分県中津市大字植野 9 0 6 番地の 1 中津ゆうび 有限会社
取扱一般廃棄物の種類	事業系ごみ (可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ)
許 可 区 分	収集及び運搬
収 集 区 域	宇佐市全域
許 可 の 期 間	令和 7 年 4 月 1 日 から 令和 9 年 3 月 3 1 日 まで
条 件	1 職務遂行に当たっては、関係法令、条例等の規定を遵守し、かつ、市長の指示に従わなければならない。 2 職務遂行に当たっては、従業員に一般廃棄物収集運搬従業員証を常に携帯させ、関係吏員又は関係人から提示の請求があったときは、これを提示させなければならない。 3 その他市長が必要と認める事項